

(平成23年7月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

福島国民年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 8 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月から 42 年 2 月まで

私の国民年金の加入手続及び申請免除の手続は、父が行っており、父から、「国民年金保険料を納付することが困難なので、申請免除の手続を行っておく。」と聞いていた。

申立期間が未納の記録となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間直後となる昭和 42 年 3 月は、オンライン記録及び特殊台帳では、未納とされていたところ、平成 21 年 5 月に、A 市が作成した国民年金被保険者名簿により当該未納の記録が免除と訂正されている上、法定納付期限内の申請免除については、一般的に遡及して処理することとなることから、昭和 42 年 3 月と同一年度に属する申立期間が未納とされていることは不自然であり、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立人の父が申請免除手続を行ったと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の父については、昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで申請免除の記録となっていることが確認できることから、申立人の父は、申請免除の手続方法について知識があったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後となる昭和 42 年 3 月から 49 年 3 月まで申請免除していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年2月及び同年3月
② 昭和62年10月

私たち夫婦の申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、妻が行っていた。妻については、納付の記録となっているのに、私の納付記録が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間である上、申立人は、申立期間①直後の昭和62年4月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間①の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

一方、申立期間②については、申立期間②の国民年金被保険者資格に係る記録は、平成8年3月22日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間②当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付することはできない上、当該追加処理が行われた時点では、申立期間②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法についての記憶が定かではない上、申立人が、申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期

間②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年9月30日）及び資格取得日（昭和24年1月25日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、昭和23年9月から同年11月までは2,100円、同年12月は4,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月30日から24年1月25日まで

申立期間については、私は、A事業所B工場で製造部門に勤務していた。申立期間当時は仕事が忙しく、日曜日も出勤するなど残業も多かったにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の空白期間となっているのは納得できないので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A事業所B工場において昭和21年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年9月30日に被保険者資格を喪失後、同事業所同工場において24年1月25日に再度被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同日の昭和23年9月30日に被保険者資格を喪失した同僚は、「申立人は、私が退職した後も勤務していた。」と述べており、同年6月10日に被保険者資格を取得し、26年7月28日に喪失した同僚は、「私が勤務していた期間について、申立人は勤務していた。」と述べている上、23年11月30日に被保険者資格を取得した同僚は、「私が就職した日に、

申立人は勤務していた。」と述べていることから、申立人は、申立期間において、A事業所B工場に継続して勤務していたと認められる。

また、複数の同僚は、申立期間の前後において申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かったと述べている上、これらの同僚については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び同時期に勤務していた同僚の標準報酬月額の推移から、昭和23年9月から同年11月までは2,100円、同年12月は4,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所B工場は昭和28年12月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、確認することはできないものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る23年9月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1207

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月29日から56年1月5日まで

私は、申立期間には、A社及び同社のグループ会社であるB社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料支払明細書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人自身の記憶とB社における雇用保険の資格取得日（昭和56年1月5日）が一致することから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を、B社における厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和56年1月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA社における昭和55年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡している上、当時の取締役も不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで
② 昭和 45 年 12 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 5 月 5 日まで

私は、年金の裁定手続を行った際に、申立期間については脱退手当金が支給済みになっていると初めて知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の受給要件である 24 か月に満たない 1 か月であるとともに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後合わせて 100 人分を基に、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 47 年 5 月 5 日の前後 2 年間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たす 24 人について脱退手当金の支給状況を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、5 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年12月1日から35年10月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年12月1日、資格喪失日に係る記録を35年10月21日とし、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月1日から35年10月21日まで

B社を退職してすぐに、同じ敷地内にあった同社の関連会社であるA社に入社した。昭和35年10月に退職するまでの期間、助手としてA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の記憶から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

また、当時の社会保険事務担当者を含む複数の同僚が、「A社では、試用期間以外には、勤務形態や職種によって厚生年金保険の加入の取扱いが異なることは無く、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と述べているところ、複数の同僚が記憶する申立期間当時のA社の従業員数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致することから、当時、同社では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、前述の社会保険事務担当者は、「助手については、入社当初4か月間の試用期間があった。」と述べているところ、申立人と同職種であった

複数の同僚の記憶する自身のA社の入社日と同社における資格取得日との間に相違があることから、申立期間当時、同社では、申立人と同職種の者について、入社から4か月間の試用期間があり、当該試用期間については厚生年金保険に加入させていなかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、前述の試用期間を除く昭和34年12月1日から35年10月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であったことが確認できる同年代の同僚のA社における当該期間の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の被保険者名簿には、当該期間及びその前後の期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年12月から35年9月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年8月1日から同年11月30日までの期間については、前述のとおり、A社では、入社から4か月間を試用期間として厚生年金保険に加入させていなかったと推認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月17日、17年7月12日、同年12月21日、18年7月12日、同年12月12日及び19年7月11日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月17日は16万7,000円、17年7月12日は19万2,000円、同年12月21日は20万9,000円、18年7月12日は20万2,000円、同年12月12日は19万8,000円、19年7月11日は23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日
⑦ 平成20年12月18日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。賞与が支給されている期間について、正しい記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについては、申立人から提出された賞与支給明細及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に

基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は16万7,000円、17年7月12日は19万2,000円、同年12月21日は20万9,000円、18年7月12日は20万2,000円、同年12月12日は19万8,000円、19年7月11日は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑦については、賞与支給明細及び賃金台帳において、賞与が支給されたことが確認できるものの、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑦に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月頃から24年5月頃まで
② 昭和40年2月1日から同年5月1日まで

申立期間①について、大学を卒業した昭和22年9月頃に大学の紹介でD団体E支局F部に勤務することになった。実家に戻るようになった24年5月頃まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②について厚生年金保険の未加入期間とされている。申立期間②は、同社G出張所から同社C出張所に転勤となった時期ではあるが、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（A社G出張所から同社C出張所に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、複数の同僚が、「申立人は、昭和40年2月頃には既にA社C出張所の所長であった。」と述べていることから、申立人のA社

C出張所における資格取得日は、同社G出張所における資格喪失日と同日の昭和40年2月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社G出張所における昭和40年1月及び同社C出張所における同年5月の社会保険事務所（当時）の記録が、いずれも当時の標準報酬月額の上限額となっていることから、申立期間②の上限額である3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、D団体は既に解散しており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、D団体E支局F部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡先が確認できる複数の者に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない上、そのうちの一人は、「私も申立人と同じ大学を卒業し入社した。同大学出身の同僚については全員把握していたはずだが、申立人については記憶に無い。」と述べている。

さらに、申立人が当時の勤務地だと述べているH地区に所在したD団体E支局I部及びその他の同団体同支局関連の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により連絡先が確認できる複数の者にも照会したが、いずれも申立人を記憶していない。

加えて、申立人は、同僚及び上司の名前を記憶しておらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年6月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月27日から同年8月20日まで

私は、申立期間には、C社（現在は、B社）から同社の系列会社であるA社に異動したにもかかわらず、現在のオンライン記録では厚生年金保険被保険者期間になっていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された配置転換に関する文書、回答書及び複数の同僚の記憶により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和46年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年6月27日から同年7月31日までの期間については適用事業所としての記録が無いことが確認できる。ところ、申立人及び複数の同僚の記憶から、同社には、当該期間においても常時5人以上の社員が勤務していたものと推認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、異動日について、前述の配置転換に関する文書において確認できる配置転換実施日が昭和46年6月26日となっており、申立人は、申立期間に

において、A社に勤務していたと認められることから、同社における資格取得日は、C社における資格喪失日と同日の同年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用事業所としての届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は52万8,000円、17年7月12日は51万6,000円、同年12月21日及び18年7月12日は52万8,000円、同年12月12日は51万6,000円、19年7月11日は52万8,000円、同年12月20日は51万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日
⑦ 平成19年12月20日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。賞与が支給されている期間について、正しい記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は52万8,000円、17年7月12日は51万6,000円、同年12月21日及び18年7月12日は52万8,000円、同年12月12日は51万6,000円、19年7月11日は52万8,000円、同年12月20日は51万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月17日は16万9,000円、17年7月12日は18万2,000円、同年12月21日は19万7,000円、18年7月12日は21万4,000円、同年12月12日は19万6,000円、19年7月11日は21万9,000円、同年12月20日は21万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月17日
② 平成17年7月12日
③ 平成17年12月21日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月12日
⑥ 平成19年7月11日
⑦ 平成19年12月20日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。賞与が支給されている期間について、正しい記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年12月17日は16万9,000円、17年7月12日は18万2,000円、同年12月21日は19万7,000円、18年7月12日は21万4,000円、同年12月12日は19万6,000円、19年7月11日は21万9,000円、同年12月20日は21万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の賃金台帳において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島国民年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 63 年 6 月について、第 3 号被保険者であると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月

私の夫は、A社を昭和 63 年 6 月 30 日に退職したことから、同年 6 月 30 日となっている夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社の社会保険事務担当者の間違いであり、正しい資格喪失日は同年 7 月 1 日のはずである。申立期間について、夫が厚生年金保険被保険者であった場合、私は第 3 号被保険者になることから、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 63 年 7 月 1 日のはずであると述べているところ、A社から提出された賃金台帳によれば、申立人の夫は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の夫の資格喪失日（昭和 63 年 6 月 30 日）は、オンライン記録と一致しており、申立期間について、夫が厚生年金保険被保険者ではないことから、申立人は、国民年金の第 3 号被保険者になることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、第 3 号被保険者であると認めることはできない。

福島国民年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 8 月に国民年金に任意加入し、申立期間を含め国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が被保険者でなくなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、申立人に係る特殊台帳及びオンライン記録には、いずれも、申立人が昭和 52 年 8 月 18 日に国民年金に任意加入し 59 年 4 月 8 日に資格喪失した旨の記録があり、申立期間は未加入期間として処理されていることが確認できることから、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額及び納付場所等についての記憶が定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで
申立期間については、当時、同居していた元夫の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたと思う。
しかし、この期間が未加入期間となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 2 月 26 日に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同年 1 月 24 日付けで任意加入したことが確認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする元夫の母について、「数か月にわたり、私の未加入期間に気付かなかったとは思えない。」と述べているものの、元夫の母は既に死亡しており、当時の状況を確認することはできない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社を昭和 63 年 6 月 30 日に退職した。同社の社会保険事務担当者は、退職日と資格喪失日が同じ日だと思い、私の被保険者資格喪失日を誤って届け出たと述べているため、資格喪失日を同年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、申立人は、昭和 63 年 6 月 30 日に同社を退職したとしている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳によれば、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人の資格喪失日（昭和 63 年 6 月 30 日）は、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月1日から同年4月1日まで
② 昭和27年4月1日から31年11月1日まで

私は、申立期間①については、昭和27年3月末日までA社（現在は、B社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録に未加入期間があるのは納得できない。

また、申立期間②については、A社を退職後、すぐにC社（現在は、D社）に就職したにもかかわらず、そのうちの一部期間について、勤務していないE社の厚生年金保険被保険者記録があるとともに、C社の資格取得日が昭和31年11月1日となっていることに納得できない。

申立期間について、A社及びC社において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。しかしながら、複数の同僚に照会しても、申立人のA社の退職日を特定することはできず、申立人の申立期間①に係る勤務実態について確認することができない。

また、B社の事業主に照会しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立人は、当時、C社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間②のうち、昭和27年5月1日から28年1月19日までの期間については、申立人は、同社で厚生年金保険被保険者となっており、同社の従業員

は、「申立人は、昭和 27 年 4 月頃から 28 年 1 月まで E 社に勤務していた。」と述べている。

また、C 社の同僚は、「申立人は、昭和 30 年代に C 社に入社してきた。」と述べている。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和 30 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることから、申立期間②のうち、27 年 4 月 1 日から 30 年 11 月 30 日までの期間は、適用事業所でないことが確認できる。

加えて、D 社の事業主及び複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、申立期間のうち、平成 14 年 7 月を除く各月について、標準報酬月額 11 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与支払明細書（以下「明細書 A」という。）と、標準報酬月額 28 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与支払明細書（以下「明細書 B」という。）を 2 枚ずつ所持している。申立期間には、明細書 B に記載されている差引支給額が C 社から支給されていたと記憶しており、申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額が、明細書 B に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、明細書 B に記載されている差引支給額が C 社から支給されていたと申し立てているものの、申立期間に同社からの給与が振り込まれていた金融機関が保管する申立人に係る取引明細表によれば、給与振込額は明細書 A に記載されている差引支給額であることが確認できる。

また、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額は、明細書 A に記載されている金額と一致していることが確認できる上、申立人は、C 社の次に勤務した事業所が発行した「平成 14 年分給与所得の源泉徴収票」を保管しており、当該源泉徴収票の前職分記載欄には C 社に係る社会保険料控除額が記載されているところ、当該控除額から推認できる厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

さらに、C社では、明細書Aに記載されている差引支給額を支給していたとしており、ほかに、明細書Bに記載されている差引支給額が支給されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。